

## 平成26年小樽市議会第2回定例会

### 市長提案説明

ただ今上程されました各案件について提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第4号までの平成26年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、第1回臨時会でも予算計上させていただきましたが、国の平成25年度補正予算で創設された、「地域人づくり事業」の追加募集がありましたので、「酒類の海外販路拡大に向けた人材育成事業費」を計上したほか、手宮地区統合小学校の「校舎等改築事業費」で工事請負契約のインフレスライド条項適用に伴う増額分を計上いたしました。

次に、議案第2号の主なものといたしましては、国の「働く世代の女性支援のためのがん検診事業」に対応するため、「がん検診推進事業費」を増額補正したほか、手宮公園陸上競技場の第3種公認の更新のための「手宮公園競技場整備事業費」などに、所要の経費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出とともに9,412万6,000円の増となり、財政規模は563億5,935万3,000円となりました。

次に、議案第3号及び第4号につきましては、病院事業会計において「病院建設事業費」で工事請負契約のインフレスライド条項適用に伴う増額分を計上したほか、水道事業会計において、「清風ヶ丘配水槽築造事業費」、「清風ヶ丘配水槽電気計装設備事業費」の工期変更に伴い、平成26年度の事業費を減額し、平成27年度以降に増額となる事業費について、債務負担行為の期間及び限度額を変更するものであります。

続きまして、議案第5号 市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、法人市民税の税率を引き下げるほか、軽自動車等の税率を変更するとともに所要の改正を行うものであります。

議案第6号 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の額を改定するものであります。

議案第7号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法施行令の一部改正に伴い、屋内又は屋外における催しの防火管理体制の強化を図るとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 暴力団の排除の推進に関する条例案につきましては、暴力団の排除について、市の責務を明らかにするとともに、市の暴力団の排除に関する施策の基本的な事項を定めるものであります。

議案第9号及び第10号の工事請負契約につきましては、第9号が錢函保育所新築工事、第10号が消防救急デジタル無線整備工事の請負契約を締結するものであります。

議案第11号 動産の取得につきましては、ロータリ除雪車を取得するものであります。

議案第12号 不動産の譲与につきましては、真栄会館の敷地を真栄町会に譲与するものであります。

以上、概略的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。